

(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	ひょうごけんみなみあわじし	ふりがな	まるやまちくかつせいかけいかく
計画主体名	兵庫県南あわじ市	活性化計画名	丸山地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和8年度～令和10年度 令和8年度～令和9年度	総事業費(交付金)	315,296千円(137,260千円)
活性化計画目標	交流人口の増加 10万人	事業活用活性化計画目標	交流人口の増加 10万人の増加 地域産物の販売額の増加 1,000万円の増加 子ども向けワークショップの開催30回の開催 (いずれも年間)

計画主体 確認の日付	令和8年2月5日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	----------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		水産物等の地域資源を活用した都市と漁村の交流を促進するため拠点となる漁港食堂や海洋環境学習施設等を整備して交流人口を増加させることを目標としており、同法及び基本方針の趣旨と合致している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		地域で水揚げされる新鮮な水産物等を提供する漁港食堂や地域の水産資源や、水景を展示する海洋環境学習施設は都市と漁村との交流を促進するものであり、地域産物の販売額の増加にも資するものであることから事業の構成として妥当である。

	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		地域産品の販売額の増加や子ども向けワークショップの開催は、交流人口の増加に伴って達成されるものであることから整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		実施中ではない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		丸山漁港の管理者（兵庫県）が策定した「漁港施設等活用事業の推進に関する計画」に沿って実施するもので、計画主体の「南あわじ市地方創生プロジェクト2.0（地域再生計画）」や「第2期南あわじ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携している。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		地域の住民、漁業者、事業者、学識経験者、行政関係者等で「丸山漁港海業協議会」を設立し、4回の会議を経て取組みの方向性、整備施設やゾーニングについて合意しており、それらをもとに活性化計画や事業実施計画を作成している（別添）。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		丸山漁港海業協議会の構成員には3名の女性が含まれ、会議において意見を聞く機会を設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		地元漁協、事業実施主体、漁港管理者（兵庫県）、活性化計画主体（南あわじ市）で「海業による丸山地区活性化協議会」を設立しており、施設の運営等を通じた交流人口の増加等を促すための事業を行うこととなっている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		地域で水揚げされる新鮮な水産物等を提供する漁港食堂や地域の水産資源や、水景を展示する海洋環境学習施設は都市と漁村との交流を促進するものであり、地域産物の販売額の増加にも資するものであることから目標と事業内容は整合性がとれている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		定住促進を計画目標としていない。

1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		事業量から判断して実施期間は2年が適切である。計画期間については適切な目標設定の観点から3年間が適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		漁港施設等活用事業制度（漁港漁場整備法）により漁港管理者から認定を受けた事業を実施するものである。現在一級建築士が実施設計を進めており、建築確認、消防への届出など所要の手続きは遅滞なく行う。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		137,260千円÷315,296千円≒0.44であり、交付金算定率（0.5）の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		丸山地区の関係者で協議会を設立して事業内容を検討してきた経緯があること、丸山地区の水産物等の活用が中心であること、整備施設が丸山地区内に限られることなどから、市全域などではなく丸山地区での設定が妥当である。

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		新たに施設を整備する事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		一級建築士による実施設計が行われており、関係法令や設計基準等について十分な検討がなされている。また、施工における検査体制を確保するため工事監理業務も一級建築士に発注する予定である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機	○		㉕、㉗の事業メニューに該当する。建屋について、既存のRC造の施設を改修する海洋環境学習施設②（北館・南館）以外はすべて木造となっている。

	<p>械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。</p>	○		現在一級建築士が実施設計を進めており、基準を満たすものとなる見込みである。
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。</p>	—		該当なし（海洋環境学習施設②は既存施設の改修であり、取り壊しは含まない）
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。</p>	○		交付金を希望する施設はすべて耐用年数が 5 年以上である。
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか。</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）</p>	○		<p>費用対効果算定要領により算定を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費 315,296 千円 ・年総効果額 181,811 千円 <ul style="list-style-type: none"> 3 地域間交流効果 134,311 千円 4 地域活性化効果 47,500 千円 ・総合耐用年数 15.7 年 ・還元率 0.0869 ・妥当投資額 2,091,705 千円 ・投資効率 6.63
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	○		投資効率は 6.63 となっている。
	<p>実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる③自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適</p>	—		該当なし

	切に設定されているか。			
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		<p>要件類型：交流対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体 計画主体が指定した者に該当する。資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下で常時使用する従業員の数が300人以下の会社で、地域協議会（海業による丸山地区活性化協議会）に参画している。 ・対象地域 過疎地域（西淡町）、特定農山村地域（阿那賀村）に該当する。 ・事業内容 漁村と都市との交流の促進及び地域漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設の整備に該当するため、㉔地域連携販売力強化施設、㉕教養文化・知識習得施設が実施できる。 ・㉖教養文化・知識取得施設については、計画主体（南あわじ市）が整備施設において提供される体験プログラムを教育機関や教育施設等に情報提供することにより、文部科学省における学校外を中心とした農林水産業体験学習等に関する事業等と連携、協調する。また、海業による丸山地区活性化協議会を活用して地元漁業組合や地区内の民宿組合に連携を要請する。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		会社に対する交付である。南あわじ市補助金等交付規則等に則って適正に予算を執行するとともに、地域協議会など交付金の使途状況を把握する場を設けている。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○		兵庫県観光客動態調査報告書や近隣の観光施設（道の駅、農業公園等）の状況を参考に目標の入り込み客数を設定している。今後の見込みとしては、大阪・関西万博の一部パビリオンが同じ淡路

			島内に移築されることが発表されており、本施設の入り込み客数も淡路島内の観光客増加の影響を受けて想定より上振れする可能性があると考えている。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	市内の農業公園（生物展示、レストラン、体験施設等）の利用状況も踏まえ入り込み客数を設定している。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○	利用者区分（大人・小人・幼児等）毎の割合は全国の類似施設を参考に検討している。利用時期については通年営業である。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○	全体配置図において、漁港利用の制約がある中で所要の施設規模を確保しつつ漁港食堂と海上釣り堀を隣に配置するなど、施設の設置場所については施設相互の連携がとれるよう検討がなされている。地域の漁港施設内にこれらの施設が整備されるため、漁業者から仕入れを行う上で利便性が高い環境にある。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○	水産物等を活用する交流施設として必要な水産物を地域の漁業従事者から調達するなどといった計画が具体的に記載されているほか、地元漁協や水族館運営の実績が豊富な公益社団法人と連携する実施体制を構築している。また、収支計画書において所要の広告宣伝費が計上されるなど、必要な広報・宣伝の実施も見込んでいる。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○	丸山漁港海業協議会の構成員には3名の女性が含まれ、取り組みの方向性などの合意形成に参画している。運営にあたっては、スタッフ採用だけでなく、小規模事業者や若手起業家など様々な地域住民や事業者に実践的な販売機会を提供するチャレンジショップへの参画などが予定されている。
2-10	事業費積算等は適正か。		
	過大な積算としていないか。	○	建築物は原則として公共建築工事積算基準に準じて設計を進めているほか、設備類は実勢価格の見積りなどにより費用を積み上げており、過大な積算とはなっていない。

	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		漁港食堂及び海洋環境学習施設①（オープンラボ）については流通材を主体とするなどの工夫により材料費の抑制及び工期の短縮を図っている。海洋環境学習施設②（北館・南館）については既存の施設を改修することでコストの低減に努めている。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		付帯施設（駐車場、ビオトープ、海上釣り堀）は都市と漁村の交流を促進するために必須の施設である。また、汎用性があるものではない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		汎用性が高い備品については、交付対象外経費としている。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		整備予定場所の丸山漁港は丸山地区の水産物が水揚げされる場所であるため漁業者から仕入れを行う上で利便性が高く、淡路島南ICから約7kmと集客の立地性でも優れているため、丸山地区の地域資源を活用した都市との交流拠点に適している。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		丸山漁港の管理者（所有者）である兵庫県が本事業を漁港施設等活用事業として認定、公表している。今後、事業実施主体が漁港管理者と土地の賃貸借契約を締結する。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3の別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正である	—		該当なし

	か。			
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）。	○		<p>㊸地域連携販売力強化施設の建屋の延べ床面積は 664 m²である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港食堂建屋 660 m² ・チャレンジショップ建屋 4 m² <p>㊹教養文化・知識習得施設の建屋の延べ床面積は 115 m²である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境学習施設①建屋 115 m² ・(参考) 海洋環境学習施設②建屋 609 m² (既存施設)
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）。	○		<p>㊸地域連携販売力強化施設は延べ床面積の 664 m²に対して 138,494 千円の事業費であるため、1 m²当たり 208,575 円/m²であり、上限事業費以内となっている。</p> <p>㊹教養文化・知識習得施設の延べ床面積の 724 m²に対して 92,737 千円の事業費であるため、1 m²当たり 128,089 円/m²であり、上限事業費以内となっている。</p>
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		<p>地区の住民や漁業者だけでなく、事業者等も参画した丸山漁港海業協議会で取り組みの方向性等を検討しており、地域の事業者等と相互に連携を取りながら施設の運営を進めていく。地域外、地域間との相互連携については、淡路島内の観光、農林水産関係の一般社団法人や協議会と連携していく。</p>
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		<p>例えば、丸山漁港で水揚げされるマダイは大正、昭和、平成、令和の 4 代にわたり天皇陛下即位時の大嘗祭で献上されており、現在も地元住民らでつくる団体を中心に「丸山献上鯛」としてブランド化が進められているが、ブランドを全面に出した提供販売には至っていない。整備施設はこれら地域資源の販売力強化・ブランド化の実践的な場として必要である。</p>
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み	○		<p>整備施設は 1 年を通じて運営されるものである。</p>

	出す施設であるか。			
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		事業実施主体は地元漁協が出資しており、漁港食堂は漁業者が漁獲した水産物を事業実施主体が加工、提供、販売するものであることから、6次産業化に寄与するものである。チャレンジショップでは女性も含めた小規模事業者や若手起業家などに期間限定で実践的な販売機会を提供するものであることから、女性参画の推進にも寄与する。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		事業実施主体の自己負担部分については、自己資金の他に適正な資金調達計画と償還計画のもと金融機関から融資を受けることを予定している。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		一般競争入札または地方自治法第234条第2項の定めに基づいて指名競争入札により実施する予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	○		事業実施計画において所要の管理経費や、修繕費等が計上されており適正である。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		漁港施設等活用事業に該当することから、事前に事業計画および収支計画を漁港管理者（兵庫県）の審査委員会へ提出し、認定を受けている。また、事業計画および収支計画の作成にあたっては、金融機関、税理士、弁護士等の助言を得ている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること）。	—		該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		都市と漁村の交流促進のための施設である。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○		他の施策において交付対象となる施設等ではない。

	る施設等ではないか。			
2-23	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○		<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画 (南あわじ市地方創生プロジェクト2.0)

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。

丸山漁港海業協議会 これまでの経緯について

令和6年度

令和7年度以降

協議会設立会議

① 事業者からの提案募集

6/28
~8/15

② 募集結果報告・事業者との協議(第2回協議会)

11/21

③ 事業者との協議(第3回協議会)

1/8

④ 地域計画の策定(第4回協議会)

2/20

注(農山漁村振興交付金 申請関係)
これら4回の会議を経て、取り組む事業の方向性、整備する施設やゾーニングについて合意し、「丸山漁港海業地域計画」を策定。活性化計画及び事業実施計画は丸山漁港海業地域計画に沿って作成

丸山漁港海業協議会 構成員

- ・南あわじ漁業協同組合
- ・丸山地区自治会
- ・南あわじ市商工会西淡支部阿那賀地区
- ・丸山地区老人会
- ・丸山魚彩カフェ
- ・吉備国際大学
- ・丸山市民交流センター
- ・兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所
- ・(事務局)南あわじ市

協議会)

6/4

~8/8

8/29
認定

第6回協議会)